

2022年7月19日

各 位

会 社 名 ERIホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 馬 野 俊 彦
(コード番号: 6083 スタンダード市場)
問 合 せ 先 広報IRグループ長 山 本 慎 一
(TEL. 03-5770-1520)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年8月30日開催予定の第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の趣旨及び目的

- (1) 当社グループの事業の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)の規定の一部につきまして、目的事項の追加を行うほか、長期優良住宅制度に係る法令改正に伴い、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、事業目的の追加、変更、削除、統合及び配列の見直しを行う箇所を下線で示しております。

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有すること	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有すること

現行定款	変更案
<p>により、当該会社の事業活動を支配・管理することならびに当該会社のための新規事業開発その他これらの事業に関連または附帯する事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく性能評価・検査業務その他同法に基づく業務</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく技術的審査業務その他同法に基づく業務</u></p> <p>5. ~9. (条文省略) (新設)</p> <p>10. ~19. (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>により、当該会社の事業活動を支配・管理することならびに当該会社のための新規事業開発その他これらの事業に関連または附帯する事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく性能評価・検査業務、<u>長期使用構造等確認業務</u>その他同法に基づく業務</p> <p>3. (現行どおり) (削除)</p> <p>4. ~8. (現行どおり)</p> <p>9. <u>一般土木、農業土木および森林土木の公共事業に関する調査、測量および技術顧問に関する業務ならびに補償コンサルタント業務その他これらに関連または付随する業務</u></p> <p>10. ~19. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

原稿定款	変更案
(新設)	<p data-bbox="890 286 1375 555">2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="1075 613 1129 645">附則</p> <p data-bbox="833 663 1375 1115">第1条 <u>現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="890 1133 1375 1303">2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="890 1321 1375 1491">3 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 定款の一部変更に関する定時株主総会開催日 | 2022年8月30日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2022年8月30日 |

以 上